

諏訪広域連合補助金等交付規則の施行に伴う関係要綱の整備に関する
要綱をここに公布する。

令和8年4月1日

諏訪広域連合長 金子 ゆかり

諏訪広域連合告示第14号

諏訪広域連合補助金等交付規則の施行に伴う関係要綱の整備に関する要綱

(諏訪広域連合病院群輪番制病院運営事業補助金交付要綱の一部改正)

第1条 諏訪広域連合病院群輪番制病院運営事業補助金交付要綱(平成12年諏訪広域連合告示第5号)の一部を次のように改正する。

第1中「交付することについて」の次に「、諏訪広域連合補助金等交付規則(令和8年諏訪広域連合規則第2号)第27条及び第28条の規定に基づき、」を加える。

第2第1項中「市立岡谷病院」を「岡谷市民病院」に改める。

第3の表中「基準額×診療日数」を「基準単価(広域連合長が別に定めるものをいう。)×診療日数」に改める。

第7及び第8を次のように改める。

(決定の通知)

第7 広域連合長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに病院群輪番制病院運営事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助金の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(変更承認申請)

第8 第6第1号及び第2号の規定による承認の申請は、病院群輪番制病院運営事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出して行うものとする。

第9第1項中「第8」を「第7」に改める。

第10第1項中「病院群輪番制病院運営事業」を削り、同第2項を次のように改める。

2 前項の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、病院群輪番制病院運営事業補助金確定通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

第11中「様式第3号」を「様式第5号」に改める。

第12を削る。

別表注2ただし書中「(昭和23年法律第178号)」を削る。

様式第1号中「殿」を「様」に、
「住所」「所在地」を「病院名」「病院(事業)名」に改め、
「院長名」「院長(管理者)名」を「印」

」を削り、「諏訪広域連合指令第 号」を「諏訪広域連合指令 第 号」

「4 病院群輪番制病院月別実施表(別紙4)

に、「清算」を「精算」に、 5 病院群輪番制病院診療科目別患者数等調(別紙5)

6 病院群輪番制病院運営事業人件費調(別紙6) 」

を「4 病院群輪番制病院診療科目別患者数等調(別紙4) に改め、同様式別紙1
5 病院群輪番制病院運営事業人件費調(別紙5) 」

から別紙3を次のように改める。

(別紙1)

病院群輪番制病院運営事業補助金所要（精算）額調

対象事業費の支出 予定（実支出）額 A	基準額 B	選定額 〔A又はBのいずれか 少ない方の額〕 C	交付申請（決定） 額 D
円	円	円	円

(注) 交付申請額はC欄に記入した額に100%以内の補助率を乗じた額を記入すること。

(別紙2)

病院群輪番制病院運営事業所要（実績）額明細書

区 分	総 額	対象事業費 の支出予定 (実支出) 額 A	基準額 B	選定額 〔A又はBのい ずれか少な い方の額〕 C
給与費	円	円	円	円
1 常勤職員給与			○休日A	
(1) 医師				
(2) 看護師			○休日B	
(3) 医療技術員				
(4) その他			○夜間	
2 非常勤職員給与				
(1) 医師			○休日C	
(2) 看護師				
(3) 医療技術員				
(4) その他				
計				

(注) 1 「総額」欄は、当該病院の年間支出予定（実支出）額を記入するものとし、計のみの記入とすることができる。
2 「対象事業費の支出予定（実支出）額」欄は、当番日の年間支出予定（実支出）額を記入すること。

(別紙3)

病院群輪番制病院運営事業計画書

病院開設者

病院の概要								当番 予定 日数	初期救 急医療 体制の 方式
許可 病床 数	当番日の診療体制								
	計	医師	看護 師	放射 線技 師	検査 技師	薬剤 師	その 他		
床	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	日 ()	

(注) 1 「当番日の診療体制」欄は、常勤職員による体制を記入し、非常勤職員（オンコール）による体制を（ ）書で記入すること。

2 週休2日制に伴う土曜日又は振替日に当該事業を実施する場合は、その日数を「当番予定日数」欄に（ ）書で記入すること。

様式第1号別紙4を削り、同様式別紙5中「(病院名)」を削り、「救急者」を「救急車」に改め、同別紙を様式第1号別紙4とし、同様式別紙6中「(病院名)」及び「0」を削り、同別紙を様式第1号別紙5とする。

様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

様式第2号（第7関係）

諏訪広域連合指令 第 号
年 月 日

様

諏訪広域連合長

印

病院群輪番制病院運営事業補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号で交付申請のあった 年度病院群輪番制病院運営事業補助金については、諏訪広域連合病院群輪番制病院運営事業補助金交付要綱第7の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、通知する。

記

- 1 補助金の交付額 円
- 2 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業の内容及びこれに要する経費の配分は、交付申請書により申請のあったとおりとする。
 - (2) 補助事業の実施について次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ広域連合長の承認又は指示を受けなければならない。
 - ア 補助事業に要する経費の配分の変更又は内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止する場合
 - ウ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合
 - (3) 補助事業の実施にあたっては、諏訪広域連合補助金等交付規則及び諏訪広域連合病院群輪番制病院運営事業補助金交付要綱に従うこと。

様式第3号（第8関係）

年 月 日
番 号

諏訪広域連合
広域連合長 様

所 在 地
病院（事業）名
院長（管理者）名

病院群輪番制病院運営事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付諏訪広域連合指令 第 号で通知のあった 年
度病院群輪番制病院運営事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、
諏訪広域連合病院群輪番制病院運営事業補助金交付要綱第8の規定により、その承認
を申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更計画（中止・廃止後の処理計画）

様式第3号の次に次の2様式を加える。

様式第4号（第10関係）

諏訪広域連合指令 第 号
年 月 日

様

諏訪広域連合長

印

病院群輪番制病院運営事業補助金確定通知書

年 月 日付 第 号で実績報告のあった 年度病院群輪番制病院運営事業補助金については、実績報告書の審査の結果諏訪広域連合病院群輪番制病院運営事業補助金交付要綱第10の規定により、下記のとおり確定したので通知する。

記

補助金確定額

円

様式第5号 (第11関係)

番 号
年 月 日

諏訪広域連合
広域連合長 様

所 在 地
病院 (事業) 名
院長 (管理者) 名

病院群輪番制病院運営事業補助金交付 (概算払) 請求書

年 月 日付諏訪広域連合指令 第 号で確定 (交付決定) のあつた 年度病院群輪番制病院運営事業補助金を、下記のとおり交付 (概算払) してください。

記

- | | |
|---------------|---|
| 1 確定 (交付決定) 額 | 円 |
| 2 概 算 払 額 | 円 |
| 3 今 回 請 求 額 | 円 |

(諏訪広域連合社会福祉法人等による介護保険利用者負担額減免に対する助成事業実施要綱の一部改正)

第2条 諏訪広域連合社会福祉法人等による介護保険利用者負担額減免に対する助成事業実施要綱(平成15年諏訪広域連合告示第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「助成について」の次に「、諏訪広域連合補助金等交付規則(令和8年諏訪広域連合規則第2号)第27条及び第28条の規定に基づき、」を加える。

(諏訪広域連合スポーツ振興補助金交付要綱の一部改正)

第3条 諏訪広域連合スポーツ振興補助金交付要綱(平成23年諏訪広域連合告示第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「交付することについて」の次に「、諏訪広域連合補助金等交付規則(令和8年諏訪広域連合規則第2号)第27条及び第28条の規定に基づき」を加える。

第6条第4号中「正副広域連合長会」を「正副広域連合長会議」に改める。

第7条及び第9条中「諏訪広域連合企画総務課」を「広域連合長」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。